2024年９月30日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役兼執行役員社長　米田　光宏

株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「存続会社」といいます。）と株式会社ツナググループＨＣ（以下「消滅会社」といいます。）は、2024年６月27日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年９月30日を効力発生日として、吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです

記

１．本件吸収合併が効力を生じた日

2024年９月30日

２．消滅会社における会社法会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収合併における差止請求手続の経過

会社法第784条の２に基づき、消滅会社に対して本件吸収合併の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 本件吸収合併における反対株主の株式買取請求手続の経過

消滅会社は、会社法第785条第３項の規定により、本件吸収合併をする旨並びに存続会社の商号及び住所を株主に対して通知しましたが、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 本件吸収合併における新株予約権買取請求手続の経過

本件吸収合併に際して会社法第787条第１項第１号の要件を満たす新株予約権は存在しないため、同条による手続は行っておりません。

(4) 本件吸収合併における債権者異議手続きの経過

消滅会社は、2024年８月１日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．存続会社における会社法第796条の２、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収合併における差止請求手続の経過

本件吸収合併において、会社法第 796 条の２の規定による請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 本件吸収合併における反対株主の株式買取請求手続の経過

存続会社は会社法第 797 条第３項の規定に基づき、本件吸収合併をする旨並びに消滅会社の商号及び住所を株主に対して通知を行いましたが、同条第１項の規定による株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 本件吸収合併における債権者異議手続きの経過

承継会社は、会社法第 799 条第２項及び同条第３項の規定に基づき、2024 年８月１日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第１項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

４．本件吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、本件吸収合併の効力発生日である 2024 年９月 30 日をもって、消滅会社の資産、負債、契約及びその他権利義務を承継しました。

５．本件吸収合併に関して消滅会社が事前に備えおいた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

６．本件吸収合併に係る変更の登記をした日

効力発生日である 2024 年９月 30 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

７．その他吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はございません。

別　紙

２０２４年8月1日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役兼執行役員社長　米田　光宏

東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号
株式会社ツナググループ HC
代表取締役　御子柴　淳也

株式会社ツナググループ・ホールディングス及び株式会社ツナググループ HC は、２０２４年6月２７日、別紙１のとおり吸収合併契約を締結し、株式会社ツナググループ・ホールディングスを吸収合併存続株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）とし、株式会社ツナググループ HC を吸収合併消滅株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書類を事前開示いたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

１　吸収合併契約の内容

別紙１の「合併契約書」に記載のとおりです。

２　合併対価の相当性に関する事項

本合併は完全親子会社間の合併につき、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

３　合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４　新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

５　計算書類等に関する事項

①吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る財政状態及び経営成績並びに決算公告の内容は次のとおりです。

（財政状態及び経営成績）
https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81305/e125996d/18f2/4e9b/8b2e/0842bf9afec7/140120240627539004.pdf
（決算公告の内容）
https://tghd.co.jp/media-download/802/a216d1cdcbe1d2e8/PDF/

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

②吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行に関する事項

本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙１

合　併　契　約　書

株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「甲」という。）、株式会社ツナググループＨＣ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併当事会社の商号及び住所並びに合併の方法）

１　合併当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（甲）吸収合併存続株式会社

商号：株式会社ツナググループ・ホールディングス

住所：東京都千代田区有楽町二丁目２番１号

（乙）吸収合併消滅株式会社

商号：株式会社ツナググループＨＣ

住所：東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号

２　甲を吸収合併存続株式会社、乙を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条（合併に際しての対価の交付及び割り当て）

本合併に際して、甲は乙の株主に対して、乙の株式に代わる株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第３条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併により資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第４条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２４年９月３０日とする。ただし、本合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙の合意により変更することができる。

第５条（権利義務の承継）

乙は、２０２３年９月３０日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日に至るまでの増減を加除し、資産、負債及び権利義務の一切を、効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第６条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、予め相手方の同意を得なければならない。

第７条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じたとき、又はその他本合併の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第８条（本契約の効力）

本契約は、甲乙各々の法定の決定機関の承認を得ることができないときは、その効力を失うものとする。

第９条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため本書１通を作成し、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

２０２４年6月２７日

甲：東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役兼執行役員社長　米田　光宏

乙：東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号
株式会社ツナググループＨＣ
代表取締役　御子柴　淳也